

## 用途区分「公衆浴場用」の認定について

### 1 公衆浴場法における「公衆浴場」について

公衆浴場法第1条では、「公衆浴場」は次のとおり規定されています。

- ・公衆浴場：温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設

なお、同法第2条において、業として公衆浴場を経営しようとする者は、都道府県知事の許可を受けなければならないこととなっており、埼玉県の公衆浴場法施行条例第4条及び第5条では、公衆浴場を

- ① 一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）
- ② その他の公衆浴場（いわゆる「スーパー銭湯」等）

の2つに区分し、それぞれ施設管理及び衛生管理について規定しています。

### 2 公衆浴場入浴料金の物価統制について

公衆浴場のうち、地域住民の日常生活において保健衛生上必要なものとして利用される施設である①一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）は、その入浴料金が物価統制令の対象とされており、具体的な統制額の指定については、都道府県知事が行うこととされています（公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令第2条）。

埼玉県の「公衆浴場入浴料金の統制額の指定」では、以下のとおり規定されています。

- ① 一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）
  - 「12歳以上の者の入浴料金 500円」
  - 「6歳以上12歳未満の者の入浴料金 200円」
  - 「6歳未満の者の入浴料金 70円」
- ② その他の公衆浴場（いわゆる「スーパー銭湯」等）には、物価統制額は適用しない

※物価統制令 物価の安定を確保し、社会経済秩序を維持し、国民生活の安定を図ることを目的として1946年に制定された、物価の統制に関する基本法令。

### 3 本市の下水道使用料における「公衆浴場用」の用途区分について

「川越市下水道条例施行規程」第16条の2第1項では、下水道使用料の用途区分の認定基準を次のように定めています。

- (1) 公衆浴場用：物価統制令等により埼玉県知事が指定する入浴料金の統制額の適用を受ける公衆浴場に使用するもの
- (2) 家事用その他：前号以外に使用するもの

このように、用途区分「(1) 公衆浴場用」は、①一般公衆浴場（いわゆる「銭湯」）にのみ認定されます。

これは、「銭湯」が、公衆衛生の向上に寄与していることや、物価統制令に基づき入浴料金が低廉に抑えられていることを考慮し、下水道使用料を低く抑えるために設けられたものです。

県内でも多くの自治体が同様の趣旨で「公衆浴場用」の用途区分を設定しています。

なお、スーパー銭湯は、②その他の公衆浴場に該当しますので、用途区分は「(2) 家事用その他」が適用されます。